

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和5年2月16日(木) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

2 議事の構成 農業委員 16名
出席委員 1番 松田 明久 2番 木野 浩之
3番 永井 英男 4番 石黒 正幸
5番 井口 喜裕 6番 永田 勝美
7番 西村 淳子 8番 天野 智康
9番 村松 恵美子 10番 荻原 克夫
11番 鈴木 稔 12番 加藤 元章
13番 金原 純一郎 14番 渥美 敦子
15番 石川 智康 16番 安間 啓一

3 事務局 農政課長 1人
参事兼農地利用係統括係長 1人
主幹兼農地整備統括係長 1人
農地利用係長 1人
農地利用係主任 1人
農地利用係主事 1人
農業経営指導マネージャー 1人

4 議 事

事務局 (木根) それでは、ただいまから2月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから2月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「3番 永井英男 委員」、
「4番 石黒正幸 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、[] m^2 、
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

豊沢 []、畑、[] m^2 、
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、広岡地内の畑を集団的な農地の一部として貸し付けているものです。

【3】

豊沢 []、畑、[] m^2
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、豊沢地内等の畑を []
[] に集団的な農地の一部として貸し付けているものです。

【4】

土橋 []、畑、[] m^2
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、森町地内にある農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。森町産業課に確認しております。

【5】

村松 []、畑、[] m^2 、ほか3筆、計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、鷺巣と村松地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

【6】

見取 []、田、[] m^2 、ほか1筆、計 [] m^2
[] から [] への所有権移
転になります。
[] さんの貸付地につきましては、上山梨地内の保全していた農地を
貸し付けたものです。

【7】

山田 []、畑、[] m^2 、ほか2筆、計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、山田地内の農地を集団的な農地の一部

として貸し付けております。

【8】

山田 []、畑、 [] m²
[] から [] への所有権贈与になります。

【9】

山田 []、畑、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【10】

豊住 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、浅名地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

【11】

豊住 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【12】

松原 []、畑、 [] m²のうち [] m²、
[] から [] への
区分地上権設定（期間3年）になります。

補足をいたします。

こちらの権利設定は、区分地上権となりますが、この区分地上権とは、地下または上空に工作物等を設置する場合に必要なものです。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、5条許可に係る申請と、3条許可に係る申請を同時に行う必要がありますので、今回、農地法第3条の区分地上権を設定する許可申請がございました。

【13】

松原 []、田、 [] m²のうち [] m²、
[] から [] への
区分地上権設定（期間3年）になります。

【14】

松原 []、畑、 [] m²のうち [] m²、
[] から [] への
区分地上権設定（期間3年）になります。

以上、計 14 件、 ㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1 番の説明をいたします。申請地は、豊沢 になります。 さんから さんへの所有権移転です。 さんは、30 年程前から茶園を借りて耕作しております。今後も耕作する予定です。特別問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

2 番の説明をいたします。申請地は、1 番の近隣の場所になります。 さんから掛川市の さんへの所有権移転になります。 さんも 30 年程前から茶園を借りて耕作しております。今後も耕作していく予定です。特段問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

3 番の豊沢 の説明をいたします。申請地は です。 さんから への所有権移転の申請になります。現在も が耕作し、取得後も耕作する予定です。特別問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

木野委員

4 番の説明をいたします。申請地は、去年の 10 月に駐車場として農地法第 4 条の申請がありました。東地区の集落内で、 になります。今回、農地法第 4 条の許可を取り下げ、 さんの畑を森町の さんへ所有権移転する申請です。既に周囲は住宅地域で、 さんは将来、土橋に新居を構える予定です。特段問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員

5 番の説明をいたします。申請地は、 であります。申請者の さんですが、この後、5 条でも説明いたしますが、現在の自宅は土砂災害危険区域にかかるということで、自宅の建て替えを検討しておりました。近くの土地を探しておりましたところ、 さんの住んでおりました宅地と周辺の農地を購入することになりました。 さんは、 、農業に従事しており、問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

天野委員

6 番の説明をいたします。見取の さんから へ所有権移転となります。 さんは農業に従事しており、特別問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

7番、8番、9番は同じ場所になりますので、一括して説明をいたします。■■■■さんへの所有権移転と所有権贈与になりますが、現在、■■■■さんが温室用地として借り受けている農地ですので、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員 10番の説明をいたします。申請地は豊住で■■■■、■■■■になります。■■■■さんから■■■■への所有権移転になります。■■■■は、この場所で耕作しておりますので、問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

11番の説明をいたします。申請地は豊住で、■■■■さんから■■■■への所有権移転となります。この場所の一部はハウスが設置されております。ハウスの中では野菜、外ではダイコンを栽培する予定となっております。問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

石川委員 12番、13番、14番の説明をいたします。松原の■■■■さん、■■■■さんから■■■■へ区分地上権を設定する申請となります。■■■■は上部では太陽光発電、下部ではドクダミを栽培し、ドリンクも製造するということです。今のところは問題ないと思われますが、行政書士にはしっかり耕作するように念を押しておきましたので、問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

安間委員 最近、■■■■の案件が多く見受けられますが、営農について確認しておりますでしょうか。

川村委員 今回の案件につきましては、温室の中では葉ネギの栽培をし、外の農地ではダイコン、ハクサイの野菜を栽培していくということで、確約書も提出されております。

安間委員 確実に栽培していただきたいと思います。

事務局 (川村) 今後、不適切な農地利用の場合には、指導していきたいと考えております。

永田会長 今回の確約書の内容を教えてください。

事務局
(川村) 確約書には、「温室の中では葉ネギの栽培をし、外の農地ではダイコン、ハクサイの野菜を栽培いたします。」となっております。

永田会長 今後、農地パトロールや農地転用の現地確認時に確認する等対応をお願いいたします。

荻原委員 [REDACTED]の従業員は、どのくらいいるのですか。

事務局
(川村) 現在は、12人で臨時の職員を加えると30人程度になります。

会長 その他、ございますか。
それでは、ほかに質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第5号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第5号については、承認することに決しました。

次に、議第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本) 議第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

松原[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡につきましては、[REDACTED]が住宅敷地拡張のため、転用申請するもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計1件、畑、[REDACTED]㎡でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

石川委員

1 番の説明をいたします。場所は松原の[]になります。
[]さんが父から相続し、畑とは知らずに住宅への進入路として使用しておりました。今回、是正するための申請となります。問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 6 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 6 号については、承認することに決しました。

次に、議第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【 1 】

高尾[]、畑、[] m^2 、ほか 1 筆、計 [] m^2 につきましては、[]ほか 1 名から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。

【 2 】

豊沢[]、畑、[] m^2 、ほか 3 筆、計 [] m^2 につきましては、[]ほか 1 名から[]へ

所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【3】

神長■■■■、畑、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【4】

西田■■■■、田、■■■㎡、ほか2筆、計■■■㎡につきましては、■■■■ほか2名から■■■■へ所有権移転を行い、長屋住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。また、申請地は昭和45年6月30日付で住宅・倉庫・車庫敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【5】

松袋井■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【6】

久能■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■ほか3名から■■■■へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【7】

国本■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【8】

村松■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、農家住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【9】

見取 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権贈与を行い、参拝者用駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【10】

山田 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【11】

岡崎 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【12】

宇刈 []、畑、 [] m²、ほか4筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【13】

松原 []、畑、 [] m²のうち [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、 [] で、ドクダミを栽培する計画となっております。

【14】

松原 []、畑、 [] m²のうち [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、 [] で、ドクダミを栽培する計画となっております。

【15】

松原 []、畑、 [] m²のうち [] m²につきましては、 []

からへ使用貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、で、ドクダミを栽培する計画となっております。

以上、計 15 件、田、 m^2 、畑、 m^2 でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員 1 番の説明をいたします。申請地は高尾で、場所はになります。さん、さんからさんへ自己用住宅敷地、所有権移転の申請になります。この場所は、都市計画用途地域内ですので、問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

2 番の説明をいたします。申請地は豊沢になります。場所はになります。さんからへの建売住宅敷地 2 棟の所有権移転になります。下水は、合併浄化槽から道路側溝へ流す計画となっております。特別問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

続いて 3 番の説明をいたします。申請地は神長で、場所はになります。さんからへの自己用住宅敷地の所有権移転の申請になります。この場所は、都市計画用途地域内ですので、問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

木野委員 4 番の説明をいたします。申請地は、西田地区でになります。今回の申請は、3 名の譲渡人により湖西市のさんへの所有権移転の申請になります。さんは、アパート 1 棟と駐車場の申請となっております。昭和 45 年に農地法第 5 条の許可を受けておりますが、今回計画変更ということで申請がありました。当地は工業地域で、周囲は店や住宅地になっており、汚水は北側の下水道、雨水の東、南側の道路側溝へ放流される計画となっております。特に問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

5 番の説明をいたします。申請地は松袋井でになります。今回の申請は、松袋井のさんの孫夫婦のさんが自己用住宅敷地としての使用貸借になります。
申請地は 3 種農地で周囲はさんの農地で、汚水は下水道へ雨水はさんの畑の下へ排水菅を埋設いたしまして、水路へ排出するものです。特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

永井委員

6番の説明をいたします。申請地は久能で[]になります。宅地に面する1坪ほどの農地を併用地の宅地と併せて、[]さん外3名から[]へ所有権移転をし、3区画の宅地分譲地にするための許可申請です。周囲は既に住宅地となっており、汚水は下水道へ、雨水は隣接する道路側溝へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

石黒委員

7番の説明をいたします。申請地は国本、[]になります。申請者の[]さんは駐車場が不足しておりまして、自宅近くで探していたところ、[]さんの土地を譲ってもらえることになりました。駐車場は砕石敷で、雨水は自然浸透です。隣地の境にはブロックを設置するということです。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして8番の説明をいたします。申請地は村松で、[]になります。申請者の[]さんは、自宅が土砂災害警戒区域に入っておりまして、代替地を探していたところ、[]さんの宅地と農地を購入することになりました。既存の宅地の前の農地に駐車場と農作業機械の置場の申請がありました。雨水については、自然浸透並びに南側の道路側溝へ流すということです。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

西村委員

9番の説明をいたします。見取の[]さんから見取の[]さんへの所有権贈与になります。申請地の併用地は現在も駐車場として使用されております。特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

村松委員

10番の説明をいたします。[]さんが既存の宅地を併用地として、自己用住宅敷地としての所有権移転になります。前の残った農地についても、今までどおり草刈り等の管理をしていくとのことです。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

荻原委員

11番の説明をいたします。申請地は、[]になります。排水路も両側にありますので、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

鈴木委員

12番の説明をいたします。申請地は宇刈、[]になります。[]さんから[]への所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地としての申請になります。現地は、保全地となっております。近隣の

方へ事業説明し、理解していただいております。雨水は、南西の土側溝へ排水後、西側の側溝へ排水いたします。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

石川委員 13番、14番、15番の説明をいたします。農地法第3条の説明にもありましたように、営農型太陽光発電ということで、一時転用となります。現地は、温室、ネギの栽培、不耕作地となっております。現在のところ問題ないと思われます。3年後は、しっかりと検証していきたいと思われます。適正に利用していただきたいと思ひます。

ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございせんか。

〈 質疑応答 〉

荻原委員 9番の[]の案件ですが、防災上の浸水区域になっている場合、転用許可ができるのですか。

事務局 (芝崎) 建物については規制がかかることもありますが、駐車場については問題ないと考えております。

農地転用を申請するときに、関係する課へ回っていただき、内容を確認していただいております。

松田委員 災害時に車両を避難する場所がありますか。

事務局 (芝崎) 市内各地に避難所は指定されております。

松井委員 []ですが、下部でドクダミの栽培をするということですが、従業員が農業に精通しているということで捉えていいのでしょうか。

事務局 (芝崎) []は、袋井市では新規参入になりますが、全国的には、多くの市町で参入しております。ドクダミについては、栽培だけでなく、独自にドリンクの生産販売も行っていると伺っております。特に徳島県では、営農型太陽光発電が221か所あり、全国展開をしております。隣の掛川市を拠点といたしまして、県西部に拡大していきたいとのことです。

会長 その他、ございせんか。

それでは、ほかに質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第7号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第7号については、承認することに決しました。

次に、議第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第8号「農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

それでは、令和5年2月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約50ヘクタールでございます。

利用権各筆明細(一般)新規3年

(令和5年3月1日～令和8年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

深見、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、物納、米45kg、他6筆

合計7筆、 m^2 、貸主5人、借主4人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定3年

(令和5年3月1日～令和8年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

梅山、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、金納 14,300円、他3筆

合計4筆、 m^2 、貸主1人、借主1人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規6年

(令和5年3月1日～令和11年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

豊沢、畑、 m^2

貸主、ほか1名、借主、

茶、無償、他47筆

合計48筆、 m^2 、貸主26人、借主9人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定6年

(令和5年3月1日～令和11年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

萱間、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、金納、10,000円、他24筆

合計25筆、 m^2 、貸主11人、借主9人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規10年でございますが、

(令和5年3月1日～令和15年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

高尾、畑、 m^2

貸主、借主、

オリーブ、金納 1,000円、他271筆

合計272筆、 m^2 、貸主96人、借主24人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定10年

(令和5年3月1日～令和15年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

下山梨、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、物納米 60kg、他66筆

合計67筆、 m^2 、貸主27人、借主14人でございます。

利用権各筆明細(中間管理機構)新規10年 一括方式

(令和5年3月1日～令和15年2月28日)令和5年2月17日公告。

【1】

岡崎、畑、 m^2

貸主、借主、

茶、金納 5,000円、他35筆
合計36筆、 m²、貸主21人、借主6人でございます。

所有權移轉各筆明細 令和5年2月17日公告。

【1】

山崎[]、畑、[]m²
渡人、[]、受人、[]、
茶、対価 250,000円、他17筆
合計18筆、[]m²、売り手3人、買い手3人でございます。
以上でございます。

補足説明をいたします。

[REDACTED]
 については、今回、解除付き利用権での設定となります。

申請者の住所は、東京都となっておりますが、掛川市に営農拠点がありますので、そこから通作することになります。

この法人は、現在、徳島県阿波市内50箇所において、ドクダミを栽培しております。阿波市に確認したところ、適正に営農しているとのことでした。また、昨年、掛川市、菊川市において参入しております。

■さんの賃借料が50,000円となっておりますが、これは、メロン温室5棟分の賃借料が含まれております。

は、主に国本、宇刈地区において、現在、約1.9haの農地を借受け、茶を栽培しております。今回、申請地は、掛川市との境で、現在、国本で耕作されている周辺農地になります。

〇〇さんは、豊沢の〇〇さんの指導もあってオリーブ栽培を始め、既に申請地においてもオリーブが植栽されております。

現在は、会社員（59歳）で、奥さんが主に農地の管理をしておりますが、退職後は、夫婦でオリーブ栽培をしていく計画です。

今回、地主の■■■さんとも知り合いで、賃借料は、管理していただければ無償でよいということでしたが、話し合いの中で1,000円ということになっております。

■さんですが、萱間の
■の息子さんになります。

今回、法人敷地内の農地を活用して、施設で使用する食材として、ネギ、ダイコンを栽培するものです。

ですが、解除条件付利用権になります。オリーブを栽培する計画で、この場所は茶畑で、所有者の[]さんが今後、管理できないため、[]さんをお願いすることになりました。オリーブは、知り合いの方から栽培方法を指導していただくことになっております。[]は、有機肥料の製造や販売および一般廃棄物の収集や運搬を行う会社です。

ですが、今まで の名称で三川において約5ヘクタール、市外（浜松）において15ヘクタールの農地で柑橘栽培をしておりましたが、会社の営農部門 を設立し、今回は での申請となります。今回は、豊沢において農地を借り受け、レモンを栽培する計画となっております。

ですが、この場所は、 が平成25年3月から平成26年9月までの間、3回に分けて農地利用集積円滑化事業により借り受けた農地になります。令和3年から が の作業受託で、耕作を始めておりましたが、双方の話し合いで、今後は が事業主となって、耕作を開始することになりました。

なお、 との権利が残っている筆については解約済みとなっております。

会長 事務局の説明が終わりましたので、ここで2月8日に開催された農用地利用調整会議の結果について、古川委員長から報告をお願いします。

古川委員 それでは、2月8日水曜日に教育会館にて開催しました、農用地利用調整会議について報告させていただきます。

今回の利用権の審議をしたところ、それぞれ特色ある案件であったと思われます。

のサツマイモですが、輸出拡大を図るため、清水港の活性化という国の事業を活用して、親会社であります日本農業と連携して、12月には静波で生産したサツマイモを台湾のほうへ輸出しております。今回、御前崎市、掛川市、袋井市の農地を借りて15ヘクタールの農地でサツマイモを作って台湾への輸出を進めたいとの旨を聞いております。

静波の旧榛原高校の場所に作業所があることは、市職の皆さんも視察にいらしておりますので、ご存じと思われます。

今回の利用権について、全般的に調査しましたところ、適正であると確認できておりますので、ここに報告いたします。

会長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

安間委員 意見になりますが、 は10年契約ということですが、10年経って契約を継続せず、終了したときは現状を復帰して返すようお願いしていただきたいと思います。

大野地区でも が借りている農地の契約が終了し、そのまま撤退したことで、地域でも困った例がありますので、 へ注意しておきました。

会長

その他、ございますか。

それでは、ほかに質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第8号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第8号については、承認することに決しました。

次に、議第9号「農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

はじめに、議案の説明をさせていただきます。先月の農業委員会にて説明申し上げましたが、令和5年4月1日より農地法改正施行に伴い、今まで農地の権利取得の際の審査基準であった農地法第3条の下限面積要件が廃止されることとなりました。これに伴い、下限面積の別段の面積を設定し、公示している農業委員会においては、公示の廃止手続きをする必要がございます。本市においては、平成31年4月1日より別段の面積を設定し、下限面積を3,000㎡に変更をしている状況でございますので、この別段の面積の廃止審議をしていただきます。

議題9号「農地法第3条の規定による別段の面積の設定の廃止について」平成31年4月1日に施行した農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定めた別段の面積について、下記のとおり廃止したいので、審議を求めます。

別段の面積を廃止する区域 市内全域

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が廃止する別段の面積 30アール
施行日 令和5年4月1日

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第9号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第9号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」、報第4号「農地法第4条第1項の許可取下げについて」。
事務局から続けて報告をお願いします。

事務局
(川村)

報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

松袋井、畑、 m^2 ほか3筆 計 m^2
、耕作目的 ほか33件

計34件、 m^2 でございます。

事務局
(浜本)

報第4号「農地法第4条第1項の許可取下げについて」。下記のとおり取下げ願いが提出されましたので、報告します。

今回、取下げ願いが提出された土地は、土橋、畑、 m^2 になります。こちらは、令和4年10月17日に貸駐車場敷地として転用許可を受けた場所になります。しかし、申請地東側宅地 外5筆の購入予定者が、申請地を農地として利用したいとの申し出があったため、取下げ願いが提出され、承認されました。

以上、1件報告させていただきます。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人